

衝突安全技術検討ワーキンググループ

I. 座席ベルトの非着用時警報装置（PSBR）評価試験方法の一部改正について

1. 改正趣旨

平成 23 年度より、座席ベルトの非着用時警報装置（以下「PSBR」という。）評価試験において「視覚警報」及び「聴覚警報」のレイティングを開始したところ。

そのうち視覚警報表示がセンターコンソール部に装着されているものについては、後席乗車人員の体躯や前席シートバックに警報表示が隠れる可能性があることから、定量的な確認方法を策定し、試験方法に追加する改正を行うこととする。

2. 改正の内容

【試験方法関係】

① 試験設備等(4.1、4.3 関係)

試験実施場所及び測定機器の精度について規定する。

② 表示警報視認性試験(5.5 関係)

視覚警報の表示部分の確認を必要とする座席、座席調整、3DM の搭載方法及び計測方法について規定する。

③ 記録(5.6 関係)

測定した結果の記録について規定する。

【評価方法関係】

① 評価基準(2.1 関係)

- ・視覚警報の表示部分の確認を行った際の 1 座席の点数配分について規定する。
- ・3 列目席の評価基準について規定する。

II. 後席シートベルト使用性試験方法の一部改正について

1. 改正趣旨

試験方法の更なる明確化を図る観点から、実際に試験を行い問題となった部分や解釈が不明瞭な部分について、後席シートベルト使用性試験方法の一部を改正することとする。

2. 改正の内容

① 平成 24 年度に発生した後部中央座席のシートベルト評価試験の「バックルの格納位置」の確認方法において、試験方法の記述の齟齬及び解釈の方法について修正及び明文化する。

- ・試験方法の記述の齟齬を修正
- ・後部中央座席用のシートベルト評価試験項目のアクセス性の測定とバックル格納

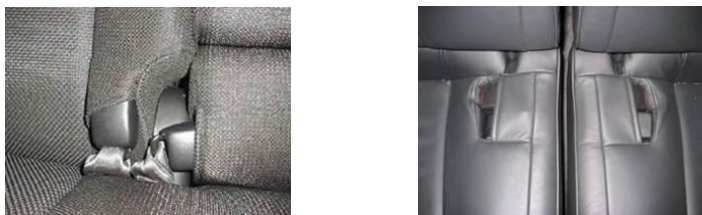
位置の確認の項を分け、それぞれの試験実施方法を詳細に明文化

② 平成 24 年度に発生した事案を事例集に追記する。

- ・バックル格納位置が確認できる事例の判定「可・否」について記述を明確化
- ・バックル格納位置がシート座面下にある事例の追記
- ・乗車時バックルの位置が確認できなくなる事例の追記

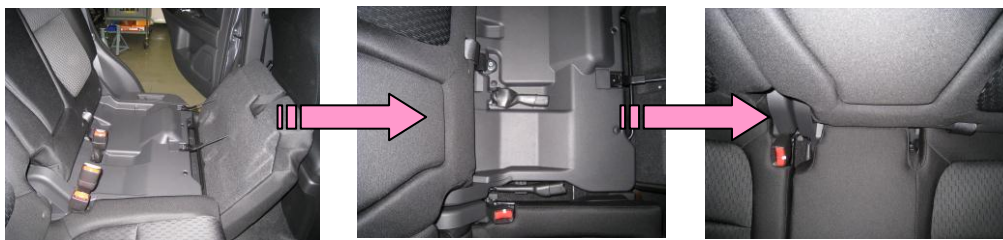
【参考】後席シートベルト使用性試験における判定例

◆格納位置が確認できる事例（格納位置の判定「可」）



◆格納位置が確認できない事例（格納位置の判定「否」）

- ①フロアー正面に格納位置がある（略）
- ②シート座面下に格納位置がある。



その他（H24 年度 特記事項対象）

バックルの位置：乗車時、バックルの位置が確認できなくなるおそれの例

